

議案第19号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市西淀川区大野 1 丁目11番26号（判明している最後の住所）
北浦 正
- 2 債 権 の 内 容 大阪市老人医療費助成規則（昭和46年大阪市規則第101号）に基づく老人医療費の助成に係る助成金の返還に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金1,488,388円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する大阪市老人医療費助成規則に基づく老人医療費の助成に係る助成金の返還に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。